

## 八雲町設備投資促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、八雲町における企業の生産環境の整備を促進し、それによる経営革新、新たな産業の創出、生産性の向上、産業の担い手の確保を図るとともに、持続可能な産業基盤の構築、エネルギーの地産地消、脱炭素社会の実現を図るため、町内において工場等を設置する者に対し設備投資促進奨励金の交付を行い、もって地域経済、地域産業、町の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業場 工場、情報通信関連施設、試験研究施設及び再生可能エネルギー発電設備、事業用自家発電設備、観光施設、その他町長が認める施設をいう。
- (2) 事業者 工場、情報通信関連施設、試験研究施設及び再生可能エネルギー発電設備、観光施設を営利等の目的をもって事業を営む者をいう。
- (3) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (4) 情報通信関連施設 他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの作成を行うソフトウェア関連施設又はデータセンター施設をいう。
- (5) 試験研究施設 製品の開発のための試験又は研究を行う施設をいう。
- (6) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者が設置するものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (7) 事業用自家発電設備 事業者が事業コストの低減、温室効果ガス低減等のために設置するものであって再エネ特措法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (8) 観光施設 宿泊施設のほか、本町の観光振興に寄与すると認められる施設をいう。
- (9) 固定資産税 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）（以下「町税条例」という。）に基づいて、町が事業者に対して課する固定資産税をいう。
- (10) 施設・設備 事業者が新設又は増設し、事業のために直接使用する土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に事業の用に供したものに限る。）、建物及び附属設備で、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号に掲げる減価償却資産を含めた施設をいう。ただし、事務所用備品、乗合自動車及び福利厚生のための資産を除く。
- (11) 新設 本町に事業場を設置していない者が新たに事業場を設置する場合をいう。
- (12) 増設 次に掲げる場合をいう。
  - ア 本町に事業場を設置している者で、事業場の操業を継続し、当該事業場の敷地内に又は敷地以外の土地を敷地として、新たに事業場を設置する場合
  - イ 本町に事業場を設置している者が、事業を拡充するため、当該事業場の全部又は一部を廃止し、新たに事業場を設置する場合
  - ウ 本町に事業場を設置している者が、事業の拡充または新たな業種へ参入をするため、当該事業場に新たな設備を導入する場合
- (13) 常時雇用する従業員 町内居住者であって、事業場の操業開始時から1年を超えて常時雇用される従業員で、規則で定めるものに限る。
- (14) 指定事業者 事業場を新設又は増設しようとする者で、第5条第1項

に規定する申請に基づいて、同条第2項の規定により町長が認めた者をいう。

(奨励措置)

第3条 町は、町内の工業団地及び工場適地その他町長がこれらに類すると認めた土地において事業場の新設又は増設(以下「設置等」という。)をする者に対して設備投資促進奨励金(以下「奨励金」という。)の措置を講ずることができる。

(奨励措置の適用条件)

第4条 奨励措置の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する事業場の設置等であって、規則で定める公害を防止するための適切な措置が講ぜられているとして次条の規定により指定事業者としての指定を受けた者とする。

(1) 事業場の設置等に係る取得額(土地に係る部分を除く。)が2,700万円以上のもので、次のいずれかに該当すること。

ア 事業場が新設の場合で、当該事業場が操業開始した日における、常時雇用される従業員の数が5人以上であり、規則で定める地域貢献を実施するものであること。

イ 事業場が増設の場合で、当該事業場が操業開始した日における、当該増設に伴い新たに採用した常時雇用される従業員の数が3人以上であり、規則で定める地域貢献を実施するものであること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備のうち再エネ特措法第2条第4項第1号から第4号までに規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の設置等は、当該設備等の設置に係る取得額(土地に係る部分を除く)が5億以上のもので、当該事業場が操業開始した日における常時雇用される従業員の数又は増設に伴い新たに採用した常時雇用される従業員の数が1人以上であること。また、本町に本店を有する現地法人を設置し、規則で定める地域貢献を実施するものであること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備のうち再エネ措置法第2条第4項第5号に規定するエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の設置等の適用条件については、規則で定める。

(4) 事業用自家発電設備の設置は、当該設備等の設置に係る取得額(土地に係る部分を除く)が160万円以上のものであって、現状の電力使用量の1割以上の電力の代替電源であること。ただし、再エネ措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であるものを除く。

2 町長は前項の規定にかかわらず、新設又は増設する事業場が次のいずれかに該当するときは、前項の要件を欠く場合であっても奨励措置を行うことができる。

(1) 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(平成19年北海道条例第68号)第13条の規定に基づく助成の措置を受けたとき。

(2) 町の産業振興に寄与すると認められるとき。

3 第3条の奨励措置を適用する場合において、町長は条件を付すことができる。

4 第1項に定める事業場を設置等した場合において、その設置等にあたり補助金の交付を受けたとき、又は、次に掲げる者の移転補償を対象とした事業場の設置等については、当該奨励措置の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 国又は地方公共団体の補助金又は補償金を受けて移転補償する団体

(指定の申請)

第5条 奨励金の措置の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に対して指定事業者の指定を受けるための申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者として

- 指定することを決定したときは、その旨を申請した者に通知するものとする。
- 3 指定事業者は、第8条第2項の規定により奨励金の交付決定を受けるまでの間に第1項に規定する事業場の設置等に係る事業計画に変更がある場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。
  - 4 第2項の指定事業者としての指定の決定及び第3項の事業計画の変更の承認をする場合において、町長は条件を付することができる。

(審査委員会)

- 第6条 町は、八雲町設備投資促進条例審査委員会（以下、次項において「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、前条第2項の申請内容について審査をする。

(奨励金)

- 第7条 町長は指定事業者に対し、固定資産税相当額の5分の1を限度として、当該固定資産税が最初に賦課された年度から4年間、予算の範囲内において奨励金を交付する。ただし、当該立地等が過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成17年八雲町条例第57号）及び八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例（平成17年八雲町条例第56号）、町税条例附則第10条の2に規定する課税標準の特例割合の適用を受けるものについては、その適用期間においては除くものとする。
- 2 毎年度の奨励金は、奨励金算定額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。
  - 3 前項の奨励金の交付の期間は、当該施設・設備及びその敷地である土地を取得した日以降（賃貸借の場合は、賃貸借日以降）最初に到来する固定資産税が最初に課せられる年度から4年間交付する。
  - 4 奨励金の適用を受けることができる施設・設備及びその敷地である土地の範囲は、規則で定める。

(奨励金の申請)

- 第8条 指定事業者が第7条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨を指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付等)

- 第9条 奨励金の交付は、本奨励金の交付対象となる事業場の設置等に係る固定資産税が課せられた年度から毎年度当該税の完納後に交付する。
- 2 八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例に規定する特定滞納者等には、当該奨励金は交付しない。

(届出の義務)

- 第10条 指定事業者は、指定を受けた内容及び奨励金の内容に変更を生じたとき及び営業若しくは業務を休止又は廃止したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(援助及び便宜の供与)

- 第11条 町長は、事業場の設置等を行おうとする者に対し、援助、斡旋又は便宜の供与をすることができる。

(地位の承継)

- 第12条 指定事業者が奨励金の交付の決定を受けた日以降に相続、合併、事業譲渡等によりその地位を承継する者がある場合には、町長は、当該承継人に対し、引き続き奨励金の交付を行うことができる。

- 2 前項に規定する承継人が指定事業者を引き続き奨励金の交付を受けようとするときは、当該承継人は、規則で定めるところにより当該承継に係る事業者の変更の申請をしなければならない。
- 3 町長は、前項の変更の申請があった場合は、その内容を審査し、事業者の変更の承認をしたときは、その旨を承継人に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第13条 町長は指定事業者又は第8条第2項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者(前条第1項の承継人を含む。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 新設又は増設に伴い奨励措置の決定を受けた事業場を3年以内に休止し、又は廃止したとき。
- (2) 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この条例、規則又は町長の指示する事項に違反したとき。
- (6) その他町長が公益上不相当と認めるとき。

(奨励金の返還命令)

第14条 町長は、前条の規定により事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該事業者が既に奨励金の交付を受けているときは、その者に対し当該奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第15条 町長は、指定事業者に対し、操業及び雇用状況等について必要に応じ報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- (八雲町企業立地促進条例の廃止)
- 2 八雲町企業立地促進条例(平成18年八雲町条例第69号)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の八雲町企業立地促進条例の規定により助成措置を受けている者の当該助成措置については、なお従前の例による。